

吸収合併に係る事前開示書類

(存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 10 月 14 日

株式会社 Sharing Innovations

株式会社 SALTO

2026 年 10 月 14 日

吸収合併に係る事前開示書類

(存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社 Sharing Innovations

代表取締役社長 堤 貴寛

東京都新宿区新宿二丁目 8 番 6 号

KDX 新宿 286 ビル 7 階

株式会社 SALTO

代表取締役 松山 純輝

株式会社 Sharing Innovations（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社 SALTO（以下「消滅会社」といいます。）は、2026 年 10 月 13 日付で両者間で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 794 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、株式会社 Orchestra Holdings（以下「OH」といいます。）と存続会社との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約（株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約）」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、存続会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。）の効力が本吸収合併の効力発生日の前日までに生じることを前提に、本株式交換の効力発生を停止条件として実行する予定です。

本吸収合併の効力発生日において、OH の完全子会社同士の合併であることから、合併の対価の

交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類に関する事項

(1) 存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（ア） 存続会社は、2026年8月25日付の取締役会において、OHとの間で、OHを株式交換完全親会社とし、存続会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日で本株式交換契約を締結いたしました。

（イ） 存続会社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（49,700株）（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(2) 消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約内容

次ページ以降をご参照ください。

合併契約書

株式会社 Sharing Innovations(以下、「甲」という。)及び株式会社 SALTO(以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり合意したので、合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。なお、本契約に基づく合併を、以下「本合併」という。

第2条(合併当事者)

本合併を行う当事者である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(吸収合併存続会社)

商号:株式会社 Sharing Innovations

住所:東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

乙(吸収合併消滅会社)

商号:株式会社 SALTO

住所:東京都新宿区新宿二丁目8番6号 KDX 新宿 286 ビル 7 階

第3条(表明保証)

各当事会社は、互いに、本契約締結日及び効力発生日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1. 組織及び権限

各当事会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、本契約を締結し、本合併を実行するために必要な権限を有していること。

2. 契約の有効性

本契約は、各当事会社により適法に承認されており、各当事会社を法的に拘束する有効な契約であること。

3. 法令・定款等との抵触不存在

本契約の締結および本合併の実行は、各当事会社に適用される法令、定款その他の内部規程に違反せず、また、第三者との重要な契約に違反または抵触しないこと。

4. 必要な手続の履行

本合併の実行にあたり、法令上必要とされる社内手続及び届出等は、すべて適法に履行され、又は効力発生日までに履行される予定であること。

5. 訴訟等

本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、仲裁、行政手続その他の法

的手続は、現在係属しておらず、またそのおそれも認識していないこと。

第4条(表明保証違反に関する責任)

前条の表明保証に違反があった場合であっても、当該違反がグループ全体に実質的な不利益を及ぼす場合を除き、当事会社間で損害賠償その他の請求は行わないものとする。

第5条(合併対価の交付)

甲は、本合併に関して、乙の株主に対して、株式、金銭その他一切の合併対価を交付しないものとする。

第6条(資本金及び資本準備金)

本合併において合併対価を交付しないことから、甲は、本合併に関して、資本金及び資本準備金の額を変更しないものとする。

第7条(合併承認総会等)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第783条第1項の規定により、本合併の効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を得るものとする。ただし、当該承認については、乙の総株主の同意がある場合には、会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなすことができる。

第8条(債権者保護手続)

甲及び乙は、本合併に関し、会社法第789条及び第799条の規定に従い、公告及び知れている債権者に対する個別の催告その他必要な債権者保護手続を行うものとする。

第9条(効力発生日)

本合併の効力発生日は、2026年12月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ、合併の効力発生前に限り、これを変更することができる。

第10条(本合併の前提条件)

1. 本合併は、株式会社 Orchestra Holdings(以下「OH」という。)と甲との間で2026年8月25日付で締結された「株式交換契約(株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約)」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、甲を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は2026年11月30日と定められている。)の効力が本合併の効力発生日の前日までに生じ、甲が OH の完全子会社となっていることを前提条件とし、当該前提条件が満たされない限り、その効力を生じないものとする。
2. 本株式交換の効力発生日が変更され、変更後の効力発生日が本合併の効力発生日以後の日となる場合には、甲及び乙は、協議のうえ、前条ただし書の規定に基づき、本合併の効力発生日を本株式交

換の変更後の効力発生日の翌日以後の日に変更するものとする。この場合において、乙は、会社法第790条第2項の規定に従い、変更後の効力発生日を公告するものとする。

3. 第1項の前提条件が満たされないことが明らかとなった場合（本株式交換に係る契約が解除され、又はその効力を失った場合を含む。）には、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第11条（合併後の権利義務の承継）

本合併の効力発生日をもって、乙の有する一切の権利義務は、その性質上承継が認められないものを除き、すべて甲に承継されるものとする。

第12条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本合併の効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって通常の業務を遂行し、本合併の円滑な実行に重大な支障を及ぼすおそれのある行為を行わないものとする。

第13条（準拠法及び合意管轄）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。ただし、本契約は、電磁的記録により作成し、電子署名を行う方法により締結することができるものとし、この場合には、当該電磁的記録をもって本書に代えるものとする。

2026年10月13日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役 堤 貴寛

乙：東京都新宿区新宿二丁目8番6号 KDX 新宿 286ビル7階
株式会社 SALTO
代表取締役 松山 純輝

別紙2 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

株式会社 SALTO

(第 10 期)

自 2024 年 9 月 1 日
至 2025 年 8 月 31 日

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における情報サービス業界は、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進やクラウド化への対応を背景に、システム開発需要が引き続き堅調に推移いたしました。一方で、IT人材の不足は続いており、技術者の確保・育成が業界共通の課題となっております。

このような環境のもと、当社は、SES（システムエンジニアリングサービス）事業及びシステム開発事業として、Java、PHP、Python等を活用したWebシステム開発やクラウド・インフラ構築等の分野において、顧客企業に対し技術支援サービス及び受託開発サービスを提供してまいりました。また、東京及び大阪の国内拠点に加え、ベトナム子会社（Salto Vietnam Co., Ltd.）を活用した開発体制により、請負型・ラボ型開発を含む多様な顧客ニーズへの対応に努めるとともに、採用活動の推進及び社員教育の充実により、技術者の確保・育成に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高 2,265,134 千円、営業利益 116,014 千円、当期純利益 88,717 千円となりました。

2. 財産及び損益の状況

	第 7 期 2022 年 8 月期	第 8 期 2023 年 8 月期	第 9 期 2024 年 8 月期	第 10 期（当期） 2025 年 8 月期
売上高（千円）	1,729,244	2,032,780	2,048,335	2,265,134
営業利益又は営業損失 （△）（千円）	△955	6,549	16,184	116,014
当期純利益（千円）	1,879	13,228	48,049	88,717
一株当たり当期純利益 （円）	16,484.58	116,040.95	421,485.83	778,223.39
総資産（千円）	444,411	478,752	652,832	759,114
純資産（千円）	80,105	93,333	141,383	230,100

3. 主要な事業内容

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	S E S 事業、システム開発事業

4. 主要な事業所（2025 年 8 月 31 日現在）

本社：東京都新宿区

大阪事業所：大阪府大阪市

5. 重要な親会社及び子会社の状況（2025 年 8 月 31 日現在）

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

名 称	住 所	資 本 金	議決権の所有 割 合（％）
Salto Vietnam Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン市	1,504,000 千VND	100

6. 主要な借入先及び借入額（2025 年 8 月 31 日現在）

借 入 先	借 入 残 高
三 井 住 友 銀 行	88,018 千円
商 工 組 合 中 央 金 庫	31,410 千円
り そ な 銀 行	22,224 千円

計 算 書 類

(第 10 期)

自 2024 年 9 月 1 日

至 2025 年 8 月 31 日

株式会社 SALTO

貸借対照表

(2025 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	581,091	流 動 負 債	387,361
現 金 及 び 預 金	342,260	買 掛 金	197,200
売 掛 金	233,147	未 払 金	86,246
前 払 費 用	1,757	未 払 費 用	29,804
立 替 金	1,240	預 り 金	9,048
短 期 貸 付 金	4,076	未 払 法 人 税 等	28,344
貸 倒 引 当 金	△1,390	未 払 消 費 税	36,716
固 定 資 産	178,022	固 定 負 債	141,652
有 形 固 定 資 産	13,610	長 期 借 入 金	141,652
建 物	7,831	負 債 合 計	529,013
建 物 附 属 設 備	5,400	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	379	株 主 資 本	230,100
無 形 固 定 資 産	36,546	資 本 金	10,000
の れ ん	36,546	利 益 剰 余 金	220,900
投 資 そ の 他 の 資 産	127,864	繰 越 利 益 剰 余 金	220,900
長 期 貸 付 金	50,000	自 己 株 式	△800
長 期 前 払 費 用	124	純 資 産 合 計	230,100
差 入 保 証 金	17,712	負 債 ・ 純 資 産 合 計	759,114
出 資 金	30		
投 資 有 価 証 券	50,191		
関 係 会 社 出 資 金	9,807		
資 産 合 計	759,114		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科							目	金	額			
売		上					高		2,265,134			
売		上		原		価			1,812,965			
売		上		総		利		益	452,168			
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	336,153		
営		業				利		益	116,014			
営		業		外		収		益				
受		取				利		息	317			
貸	倒	引	当	金	戻	入	額	1,360				
雑				収				入	10,619	12,297		
営	業		外		費		用					
支		払				利		息	1,889			
雑				損				失	70	1,960		
経		常				利		益		126,351		
税	引	前	当	期	純	利	益			126,351		
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	37,634
当	期		純		利		益				88,717	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	10,000	132,183	132,183	△800	141,383	141,383
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益		88,717	88,717		88,717	88,717
当期変動額合計	－	88,717	88,717	－	88,717	88,717
当 期 末 残 高	10,000	220,900	220,900	△800	230,100	230,100

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 8 月 31 日)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降 2007 年 3 月 31 日までに取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法、2007 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) SES 事業

当事業では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) システム開発事業

当事業では、顧客の仕様に基づくソフトウェアの受託開発を行っており、完成した成果物を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で成果物に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該検収時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 120 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6 株